

# 国立公文書館デジタルアーカイブの研究利用

藤木 慶, 堀田 幸義

宮城教育大学 社会科教育専修, 宮城教育大学 社会科教育講座

国立公文書館は、国の歴史資料を保存・管理し広く研究利用に供することを目的とし1971年に設立され、デジタルアーカイブは、インターネット上での史料公開を目的に2005年に運用が開始された。本論では、インターネット上で公開された公文書館所蔵のデジタル史料を用いた研究事例を紹介する。その事例としては、私の興味・関心である近代日本における褒賞制度の形成を挙げ、当該時期の法制度、政策決定の過程などを知ることができる『太政類典』を用い、制度形成の一端を明らかにする。デジタルアーカイブの利用によって、遠方からでも中央の史料が利用でき、また刊本資料には掲載されていない史料にあたる事が出来る。本論は、以上の過程を通じ、デジタル史料の利用とさらなる普及に供するのが目的である。

キーワード：国立公文書館、デジタルアーカイブ、太政類典、褒賞、盃

## 1. はじめに

### 1.1 本論の目的

本論では、国立公文書館デジタルアーカイブ(以下、公文書館)を利用した研究事例の報告を行なう。デジタルアーカイブの開始は2005年と最近のできごとであり、画像のインターネット公開は広く認知されている。そこで、公文書館所蔵史料を用いて明らかにした研究事例の紹介を通して、デジタル史料の利用とさらなる普及に供したいと考える。まずは、国立公文書館およびデジタルアーカイブについて簡単に触れてみる。

### 1.2 国立公文書館の概要

国立公文書館は、1971年に「国の各行政機関から受け入れた歴史資料として重要な公文書等を永く保存し、閲覧・展示などに供するとともに、そのための調査研究を行なう機関」として東京都千代田区北の丸に設立された[1]。明治元年以降の内閣が授受した文書以外に、明治以前の貴重な文書の受け入れも行なっている。

一部の刊本では、公文書館の文書を特定のテーマ・項目に沿って収集した史料集が存在し研究に供されているが、各々異なるテーマに沿った研究を行う上では、公文書館での史料調査を行い、閲覧するのが基本である。公文書保存の観点から、史料はマイクロフィルムによる閲覧を基本とし、館内における利用に限定しているものの、遠方者の利用にも配慮した複写郵送サービスを行なっている。

### 1.3 国立公文書館デジタルアーカイブ

国立公文書館デジタルアーカイブとは、所蔵資料をデジタル化し、インターネットで提供するサービスである。デジタルアーカイブは、公文書館の組織として2001年11月30日に開設されたアジア歴史資料センター(以下、アジ歴)で開始された。アジ歴は「日本とアジア近隣諸国等との間の近現代史料に関する資料(アジア歴史資料)及び資料情報を、幅広く、片寄りなく収集し、これを内外の研究者をはじめ広く一般に提供することを目的に、国立公文書館・外務省外交史料

館・防衛庁防衛研究所図書館が所蔵する公文書から関連資料の収集が図られ、2005年10月段階で、公文書のデジタル画像1000万、目録67万件が公開されている[2]。

このアジ歴のデジタル化への試みを踏まえ、公文書館の所蔵する戦前の公文書画像をデジタル化し、インターネット上で公開するサービスが2005年4月1日より開始された。また画像フォーマットにJPEG2000、200万件を超える文書検索を容易にするEAD（符号化記録史料記述）などの最先端技術の導入により、史料の原本を最良の環境で保存しながらインターネットを通じて「いつでも」「どこでも」「だれもが」「自由に」「無料で」利用できる環境が整えられ、運用に至った[3]。

現状として、所蔵史料全てがデジタル化されてはいるわけではなく、ネットでの公開に至っていない史料に関しては直接足を運ぶか、複写したものを郵送で取り寄せる必要があるが、順次画像のデジタル化が進められている。

## 2. 明治太政官文書の研究利用

### 2.1 『太政類典』の位置付け

『太政類典』は、慶応3（1867）年から明治14（1881）年まで編纂が行なわれ、全体で911冊、総件数は4万7000件におよび、「典例条規」つまり典拠となる条文の規定・規則となる事項を「類聚法」にしたがってまとめ、謄写編纂したものであり、明治初期の法制度、政策決定の過程などを知ることができる資料である。

近代日本の太政官制度は、明治初期の政務の枢要として機能し、慶応4（1868）年の発足から明治18（1885）年12月22日に内閣制へ移行するまで存続した。日本近代史において、太政官文書は諸施策に関する一次史料であり、『太政類典』は明治前期の基本史料として広く認知されている[4]。

以下、自らの興味関心に引き付けて『太政類典』を利用し明らかにした近代日本における褒賞制度

の形成過程を提示し、デジタルアーカイブを利用した事例報告としたい。

### 2.2 近代日本における褒賞制度の形成

西欧列強の脅威を背景に早々の近代化が急がれた明治期には、版籍奉還、廃藩置県、地租改正、区戸長制、などが実施され近代国家としての諸制度が整えられていくことになるが、近世から近代への過渡期において、こうした様々な改革は民衆の反発を招くこととなった。そうした中であって政府は如何にして民衆の心を捉え、国家的課題である近代化を達成させていくことになるのか。ここでは、明治政府が行った褒賞の問題から当該時期における人民統治のあり方についてアプローチしてみる。

まず褒賞制度の基本として明治5年の賞杯規則があげられる。その制定の背景には、献金者への褒賞を巡る次のような上申がなされていた。

孝子節婦等行誼二属スル賞典ヲ除ノ外、一時救済ノ為或ハ疏河築堤墾田興学等公益ヲ謀リ、其費用トシテ、金子献納候者へ、其金高二応シ、百兩千疋ノ割合ヲ以テ賞与取計東候得共、金ヲ献候者へ金ヲ以テ賞与候儀ハ、穩当有之間敷。依テ右等全ク相廃シ、別紙ノ通其金額ノ差等二随ヒ、塗杯又ハ金銀盃下賜候方可然。尤、是迄下賜ノ銀盃ニハ賞字彫刻候得共、人民迭ニ相用候テモ無差支字面ニ付、前断改正ノ金銀木杯共菊章ヲ用ヒテハ如何歟[5]。

上記の内容を約すと、親孝行者や節操の堅い者などの賞典を除くほか、一時救済（罹災者などへの救済）のためあるいは疏河（河川の開鑿）、築堤（堤防の建設）、墾田（農地の開拓）、興学（学校の振興）などのために、自らの資金を献納した者へ、その献納額に応じ賞与を執り行ってきたが、貨幣を献納するものへ貨幣を与え賞するのは適当ではない。したがって以上の賞与方法を廃止し、献納額の差に応じて、塗盃（朱色に塗られた盃）または金銀による盃を賞として与えてはどうか、

という内容である。

つまり、これまで公益のため貨幣を献納するものへは賞与として、それぞれ差し出した金額に応じた金子（貨幣）を与えていたが、賞与の重みを実感させるための賞与品としては適当ではないため、「菊章」が刻まれた金銀木盃を用いてはどうか、という提言である。

以前から銀盃を与え褒賞する際は「賞」という字面を印字した盃が賞与品として用いられていた先例があることから、今回の改正にあたって、金銀木盃ともに「菊章」を用いてはいかがであろうか、というのである。

「菊章」とは言うまでもなく、皇室の紋章であり、盃事（盃を用いた儀式）は民衆の風俗に深く根ざすものである[6]。菊の御紋が印字されている盃に酒を注ぎ飲むことで、天皇を身近に感じさせ、その神聖さを自身の身にまとうような感覚を抱かせるための装置として期待されていたと考えられる。このような過程を経て、明治5年11月17日の太政官指令によって賞杯規則が定められた。

では、具体的にどの程度盃が浸透していたのか。紙幅をとるため宮城県における学校施設の整備に献金した者への褒賞事例のみをあげるが、明治4～7年の間で褒賞された者はゼロであった[7]。しかし、明治8年の記録では、褒賞者が全体で170人を数えている[8]。何ゆえ褒賞者が増えたのか。その背景が明治8年7月10日に出された褒賞条例の制定をめぐる達書から窺える。

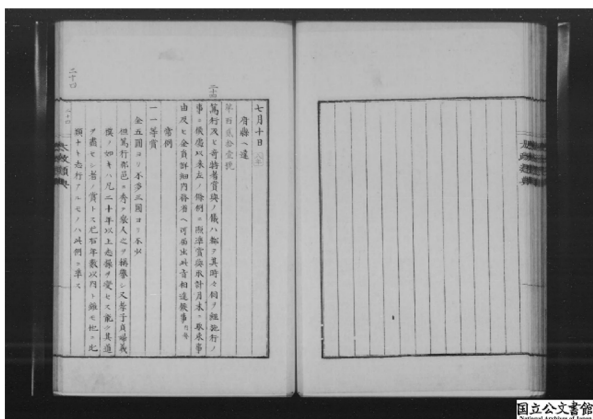


図1 閲覧した史料画像

賞与ノ儀ハ其機ニ臨ミ迅ニ施行スルヲ以專要トス。一中略一忠孝義僕或ハ学校病院道路橋梁及、濟貧<sup>じゆつききゆう</sup> 恤<sup>じゆつききゆう</sup> 窮<sup>じゆつききゆう</sup> 等ノ費用ヲ差出候奇特者ノ如キハ、都<sup>すべ</sup>テ其時々申請ノ上取<sup>とり</sup>計<sup>はから</sup>来<sup>いき</sup>候<sup>たり</sup> 処、右ハ遠隔ノ地方ヨリ一々伺出候テハ、時日遷延遂ニ機会ヲ失シ候類、往々可有<sup>か</sup>之<sup>さ</sup>歟<sup>そうろう</sup>?。左候テハ、折角ノ恩賞モ死套<sup>しとう</sup>ニ流シ、自然他ノ奨励<sup>せんれい</sup>ニモ関シ彼是<sup>かれこれ</sup>不都合<sup>ふくごう</sup> 不<sup>すく</sup> 尠<sup>なから</sup>儀<sup>ず</sup>ト被<sup>ぜん</sup>存<sup>ぜられ</sup>候<sup>そうろう</sup>間、以来左ノ条例ヲ以地方官<sup>しかるべき</sup> へ御委任相成候方、可然<sup>しかるべき</sup>ト相考候。因<sup>よつ</sup>テ御達案相<sup>くだされたく</sup> 添、此段相伺候。至急何分ノ御指揮被<sup>くだされたく</sup> 下度候也[9]。

賞与は速やかに挙行することが大事であるが、忠孝義僕あるいは学校病院道路橋梁および、濟貧恤窮などに資金を献ずる者に関しては、各府県からの上申を判断した上で裁可し、該当者を賞していた。しかし、これではせつかくの恩賞も機会を逸してしまうため、自然と他の奨励にも不都合を生じさせてしまう。そのため、条例を定めれば、その基準に照らし合わせて賞与をおこなうかどうかは各府県へ委任できるため、速やかに褒賞を行なうことができる、という上申である。

議論を経て明治8年7月10日に制定された褒賞条例では、例えば金高10円以上70円未満の献金者へは木盃1個を与えるというような基準を制定している。

つまり、前掲史料の上申は、中央へ申請することなく、各府県が制定された賞与例に照らし、処分することができるよう柔軟な運用を提言しているのだ。盃の下賜にいたっても篤行者、孝子節婦者などへ褒賞を行なうかどうかの決定は、各府県へ委任しその総計を内務省へ通達することが決められた。これによって、各府県からの要請を内務省が受け、件数に見合った盃が引き渡されることとなったのだ。

明治8年11月28日の内務省の伺いでは「日一日ヨリ多ク各府県ヨリ請求ノ賞盃、月末ノ予算数千ノ巨額ニ居」るため、賞盃の作成から交付までの順序を整え、生産の効率化を図ることが上申され、結果的に裁可されている。以上を踏まえると、宮城県における褒賞人数が明治8年より増

加したのは、褒賞者の決定権が各府県へ委任されたことにより、賞与取り扱い手続が簡素化されたことが要因であったと考えられる。

褒賞条例への改正を経て、天皇の神聖さを象徴する盃はさらに民衆へと広がっていくこととなった。

### 3. おわりに

筆者が注目した近代における褒賞の研究は、先行研究の蓄積があまり進んでいない。そのため、基本的な制度の概要を中央における史料から掘り起こすことから始めた。その際、遠方の利用となるため、デジタル画像のインターネット公開は研究上非常に役に立つものとなった。

刊本として出された褒賞やそれを担った賞勲局に関する史料をまとめた『賞勲局百年資料集 上』では、前述した明治8年の褒賞条例の制定については『法令全書』から収集した史料の掲載に止めているため、取扱いを巡る議論の過程が掲載されていない。以上からも、国立公文書館所蔵の原本に当ることは基本であるとともに重要な作業である。そのため、刊本のみ史料に頼るのではなく、公開された原本も積極的に活用されることが望まれる。

本論文は本学における、デジタルアーカイブ利用促進のささやかな試みとしてお読みいただければ幸いである。

### 4. 引用と注

- [1] 国立公文書館：「重要記録の保存と利用：国立公文書館デジタルアーカイブズの試み」、『アーカイブズ』,22号, p.26, (2006) .
- [2] 牟田昌平：「『公共デジタルアーカイブ』としてのアジア歴史資料センターの試み—デジタル展示と展示資料—」、『北の丸』, p.3 (2005).
- [3] 国立公文書館：「重要記録の保存と利用：国立公文書館デジタルアーカイブズの試み」、『アーカイブズ』,22号, p.27, (2006) . 詳細な導入経緯については、国立公文書館『アー

カイブ』,21号, p.1~11, (2005) .

- [4] 中野目徹：『近代史科学の射程—明治太政官文書研究序説—』, p.1~38, 弘文堂 (2000) を参考。
- [5] 総理府賞勲局：『賞勲局百年資料集』, 上巻, p.512, 大蔵省印刷局 (1978) .
- [6] 民衆の間では、契約儀礼や祭事など、神聖さを伴うハレの日に用いられた。神崎宣武：『三三九度』, 岩波現代文庫, (2008) .
- [7] 宮城県史刊行会：『宮城県史』, 33巻, p.49, 宮城県史刊行会, (1975) .
- [8] 宮城県史刊行会：『宮城県史』, 33巻, p.153-155, 宮城県史刊行会, (1975) .
- [9] 「篤行奇特者及公益ノ為出金者賞与条例」国立公文書館『太政類典』〔請求番号〕本館-2A-009—00・太00255100〔件名番号〕024〔作成部局〕太政官〔年月日〕明治08年07月10日〔マイクロフィルム〕003000—0681)。なお、添付の図.1は同史料から転載した。